

# 総務委員会会議録

平成24年12月18日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 12:29

## 案件

1. 議案第134号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第6号))
2. 議案第88号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)
3. 議案第92号 平成24年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第103号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例
5. 議案第115号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例
6. 議案第129号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更
7. 議案第130号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散
8. 議案第131号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分
9. 議案第132号 飯塚市過疎地域自立促進計画の一部変更
10. 議案第136号 土地の処分(鯉田篠田団地跡地)

## 【 報告事項 】

1. 自治基本条例策定委員会の構成等について (総合政策課)
2. 大分地区メガソーラー設置運営事業者の決定について (総合政策課)
3. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)
4. (財)飯塚市都市施設管理公社の解散について (管財課)
5. 財政見直しについて (財政課・行財政改革推進室)

## 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第134号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第6号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## 財政課長

議案番号が前後いたしますが、先に議案第134号の専決処分の承認についてご説明させていただきます。この専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものであります。別冊の平成24年度一般会計補正予算書、平成24年11月16日専決と記載しているもの、そちらの予算書でご説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。今回の専決による補正額は、一般会計で5158万8千円を追加するもので、去る11月16日の衆議院解散に伴い、12月16日に執行されました衆議院議員総選挙に係る投開票事務の管理者等報酬、事務従事者手当及びその他の執行等の経費について補正するもので、財源につきましては、全額国庫支出金を充当することとしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

## 委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

## 宮嶋委員

歳出のほうですけど、今回急な選挙であったということなんですが、ポスターの掲示板作

成等委託料のところですが、これは業者とかいうのは随意契約なんかでもう決まっているんですか。どういう選考をされたんですか。

選挙管理委員会事務局長

これにつきましては緊急でございましたけれども、入札で執行をさせていただいております。

宮嶋委員

何社入って、市内業者なのかどうかということを知りたいのですが。

選挙管理委員会事務局長

申し訳ございません。何社かは今ちょっと持ち合わせておりませんが、市内業者で選考して執行いたしております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第134号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第6号))」については、承認することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

議案第88号につきましては、別に配付いたしております平成24年度の補正予算資料により説明いたします。1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後の所要額を見込んで補正するもので、一般会計では、先ほどご説明いたしました11月16日専決後の予算総額に1億6812万8千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を605億5700万2千円とするものでございます。

次の2ページ以降に主な補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載しております。その主なものについてご説明いたします。まず、歳入の市税につきましては、前期の調定実績をもとに個人及び法人市民税の減額、市たばこ税の増額等により、総額で241万8千円の追加となっております。地方交付税の普通交付税は、交付額の確定により1億1536万1千円を増額するものでございます。なお、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額の増加額は1億4133万4千円となっております。国庫支出金及び県支出金は、補助対象事業費の増減等に伴う補正額を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。繰入金では、減債基金につきましては、災害援護資金償還分を除いた全額を財源調整により減額するもので、同じく財政調整基金につきましても今回の補正による財源調整で全額減額するもので、合わせて約5億1500万円の減額、財源調整をいたしております。前年度繰越金を約6億5700万円追加いたしておりますが、繰越額が大きくなった主な要因としましては、平成23年度の特別交付税が予算計上額を大幅に上回って交付されたこと等々による前年度決算上の剰余金であります。諸収入のバス路線維持負担金返還金は、消費税を含め負担しておりましたが、不課税との判断が示されたため、平成13年度以降分の返還を受けるものであります。福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う納付金返還金の約2億2700万円を追加いたしております。また、予約乗合タクシー運賃収入額納付金及び4ページのコミュニティバス運賃収入額納付金を前期実績により減額いたしております。市債につきましては、今回計上いたしております起債対象事業費の変更に伴い補正するもので、

普通交付税から赤字地方債への振り替え分である臨時財政対策債につきましては、額の確定により増額をいたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。職員人件費につきましては、これは全会計分、一般会計、特別会計を合わせた人件費になりますが、退職者の増などにより下の表に記載しておりますように、一般職で職員数が当初見込みから11人減少し、その他の増減要因と併せて一般・特別会計の合計で約2億4300万円の減額をいたしております。

5ページをお願いいたします。総務費の財産管理費では、減債基金積立金について8億6800万円ほど計上しておりますが、これは予算編成で余剰金が見込まれる際に将来の公債費負担に備えるため、合併特例債借入予定額の30%を限度として積立てるものでございます。歳入の財政調整基金及び減債基金の繰入金の減額と合わせまして、約13億8400万円の財源調整を今回の補正で行っております。民生費の高齢者福祉費では、介護基盤緊急整備補助金を追加し、小規模多機能型居宅介護事業所1施設のスプリンクラー等の整備を行うものであります。また、今年度から実施しております高齢者運転免許証自主返納者移動支援事業費につきましては、利用者の増により追加をいたしております。障がい者福祉費では、障がい者自立支援給付費につきまして、前期の実績及び介護報酬改定による増などで介護給付費及び訓練等給付費の増額をいたしております。サンアビリティーズいづか改修事業費は、バリアフリー整備事業に係る10分の10の県補助を受け、点字ブロック設置等の改修を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。保育所費では、子育て支援センター整備事業費として認定こども園設置に伴い移設が必要となった庄内・穎田子育て支援センターの各所整備費用を計上し、認定こども園整備事業費として幸袋保育所及び穎田保育所の駐車場整備費用を追加いたしております。生活保護扶助費では、前期実績により生活扶助費について減額の補正をいたしております。衛生費の予防費では、予防接種委託料について不活化ポリオワクチンの単価確定などにより増額をするものでございます。

7ページをお願いいたします。ごみ処理費では、清掃工場費の燃料費についてコークス単価が低下したこと、及び電気・機械設備等更新委託料の契約額確定により減額するものでございます。し尿処理費の環境センター管理運営費につきましても、機械設備等更新委託料の更新期間の変更などにより減額をいたしております。労働費、労働諸費の緊急雇用創出事業費では、主に事業費の確定等による減額をしておりますが、新規で市有地環境整備、工業団地草刈等、及び雛のまつり宣伝等の事業を、こちらの3つは新規で追加いたしております。

8ページをお願いいたします。農林水産業費になりますが、農業土木費の農村環境整備事業費では、庄内地区の不思川ため池改修工事と蓮台寺前田用排水路改良工事の補助事業の組み替えを行っております。商工費の商工業振興費では、企業立地促進補助金の追加をしておりますが、これは新規常用従業員数の増及び投下固定資産額の確定によるものであります。不動産鑑定手数料は、穎田の小藤工業団地の分譲を開始するため計上するものであります。観光費の飯塚観光協会補助金の増額は、筑前いづか雛のまつりの宣伝を目的とした次年度事業の事前準備経費について補助しようとするものでございます。筑豊ハイツ改修事業費は、バリアフリー整備事業に係る10分の10の県補助を受け、新館入口スロープ等の整備を行うものです。土木費の都市計画総務費、並びに公園費の中心市街地活性化事業費の減額は主に事業費の確定によるものでございます。下水道費の浸水対策事業費につきましても、主に契約確定等による減額補正を行っておりますが、浦田第一雨水幹線整備工事負担金及び県事業に係る口原地区調整池敷購入費を追加いたしております。

9ページをお願いいたします。消防費の災害対策費では、土砂災害ハザードマップ作成事業を追加で計上しておりますが、県指定区域の避難情報等を掲載したマップを作成し、当該地域の全戸に配布しようとするものでございます。教育費の事務局費では、来年4月開校予定の穎

田小中一貫校の落成式経費を追加いたしております。小学校及び中学校整備費では、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業に係る用地購入費を追加するもので、小・中学校、給食施設、公民館、児童館それぞれの使用想定面積で按分し、各費目で計上するものでございます。幼稚園費では、認定こども園整備事業に係る各園の園児用ロッカー等の器具費を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。保健体育施設管理費の体育館等改修事業では、バリアフリー整備事業に係る10分の10の県補助を受け、各体育施設のトイレの整備・改修、スロープの設置及び器具の整備等を行うものであります。公債費の市債償還元金の増は、歳入でご説明いたしました福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う既借入金の繰上償還額を含んでおります。市債利子につきましては、平成23年度債の利率及び借入額の確定による減額でございます。予備費1500万円の追加は、本年度11月中旬までに太陽光発電システム設置費補助金、住宅リフォーム補助金、及び飯塚高校甲子園出場補助金等々へ3800万円強の予備費充用により対応しましたことから、今後の不測の事態に対応するため補正をするものでございます。繰越明許費は、川島納骨堂建替事業以下5件につきましては、年度内の完了が見込めないため追加するもので、鎮西地区児童館建設事業以下11ページにかけての4件につきましては、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業に係る用地購入費を追加することに伴い変更するものでございます。債務負担行為の補正は、子育て支援センター運営委託料以下4件につきまして、後年度の債務負担に係る期間及び限度額を定めるため追加するもので、飯塚第一中学校増築等事業につきましては、契約確定による年度割の変更を行うものでございます。

18ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

43ページの人権同和推進費で川島の納骨堂建て替え工事の追加補正が出ておりますが、この工事が決まったのはいつで、変更になったのはいつなのか、教えてください。

人権同和政策課長

この川島の納骨堂につきましては、県道の鯉田中線の設置工事に伴う建て替えということでございますので、この建て替えが決定いたしましたのは、平成14年だと認識をいたしております。今回の補正につきましては、納骨堂敷きの用地買収、用地交渉がですね、地元の調整が長引いておりますことから、一部繰越明許といたしまして、一部は減額補正ということで、建物につきまして一部増減をいたしまして調整をして、増額補正のところもでございます。

宮嶋委員

何か減額した分があるんですか。移動をするということで、場所がなかなか決まらないというようなこともあって、当初から時間がかかっているということはわかりますけれども、このいわゆる納骨堂工事自体の設計とか、そういうものがいつ決まって今回変更になったのか。変更された理由も併せてお願いします。

委員長

補正に関わることでですね。

人権同和政策課長

先ほども申し上げておりますけれども、用地交渉が長引いておりますことから、24年度当初予算につきましては、納骨堂の新築工事、あるいは旧納骨堂の解体工事費を歳入のほうで計上いたしておりました。これにつきましては、先ほども申し上げましたように用地交渉が当初予定より長引いておりますことから、24年度は用地買収と建築設計を実施することとし、用

地買収の補償金のみ歳入のほうでは計上した関係で、歳入のほうでは減額補正といたしております。歳出につきましては、一部増額がっておりますが、これにつきましては当初県の見積もりによる補償金額にあわせた予算計上をいたしておりましたけれども、県のほうから精査されました補償額が示されましたことから、それにあわせて、見積もり直した結果といたしまして増額補正をいたしておるところでございます。その主な要因といたしましては、納骨堂の位牌壇の補償が当初、現行位牌壇の移設補償のみとなっておりますものが、今回新たに新設補償が可能となったことから、歳出といたしましては一部増額という結果になっております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

明石委員

9ページですね、消防費の、予算書は97ページですね。印刷製本費の中で、ここに書いてありますけれど避難所等を掲載した土砂災害ハザードマップを作成し、当該地域に全戸配布すると記載されていますけれど、詳しい場所とか、何戸ぐらい配布するのか、わかりますでしょうか。

総務課長

この土砂災害ハザードマップにつきましては、いま警戒区域の指定、それから特別警戒区域の指定を県のほうで指定をしていただいております。これが今年度末までに指定される予定となっております。これに基づいてハザードマップの作成をいたす予定としております。いま市の考えとしましては、概ね市内全域を20地区程度に分けた中で、その地区の中での全世帯に配布をするというようなことで考えております。概ね5万7、8千程度の世帯になるかと思いますが、作成は一応7万部ぐらいの作成を予定いたして、ここで計上させていただいております。

委員長

全市の全世帯に配布するという答弁ですか。

総務課長

すいません、もう一度説明します。先ほど言いました20地区程度に分けてということですので、分けたところの世帯について、その部分を配布するというところでございます。それをすべて合わせたところが、約5万8千世帯、市内全域になりますとそれぐらいになるかと思しますので、そして7万部程度を作成しようというふうに考えております。全体として。

委員長

市内を20区に分けて、そこにはおられる世帯のその地域の分を配布し、その地域以外は配布しないということだそうです。

明石委員

大体わかりますけど、20地区を分けて、やっぱりこれは山とかそういうものがあるところが、土砂災害ですからね、主なところをどういうふうに考えておられるか、ちょっと聞きたかったわけですね、地区を。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:29

再開 10:29

委員会を再開いたします。

総務課長

委員おっしゃるとおり、当然山つきが主になってくるかとは思いますが、ただ、これの指定をいま県のほうがやっております、今の段階でどこということが言えませんが、そういうことをご了承いただければと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

永末委員

歳入のところの諸収入のところでお聞きします。3ページ、4ページにかかるかと思うんですけれども、まず3ページの一番下の予約乗合タクシー運賃収入額納付金の額が、当初1800万円程度あったのが、今回減額補正ということで1100万円ほど減っています。4ページのほうでコミュニティバス運賃収入額納付金のほうが、当初560万円が今回減額補正で160万円ほど減っています。これは当初見込みのほうで6万2千人とか2万8千人見込みというのが、2万5千人とか2万1千人見込みというふうになっていますけど、当初の見込みでこのぐらい歳入があると考えていたのが、実際に確定してみるとこのぐらい減っていたので、これだけ減額しますという理解でいいでしょうか。

公共交通対策課長

いま委員が説明されましたような形で、当初23年度は10万人ほどの利用者がございましたけれど、このほどは制度を改めまして予約乗合タクシーということで予定して、一部コミュニティバスも継続させましたけれど、前年度までの3年間の実証運行の数字を根拠といたしまして、その上で新たな制度に伴う減少というものも判断いたしまして、9割程度を上げておりましたけれど、それでもまだまだ利用者の状況がなかなか伸びずに厳しい状況になりまして、現在目標の52%程度ぐらいしか利用の見込みがないということで、大変申し訳なく思っておりますが、大幅な減額という結果になっております。

永末委員

わかりました。3ページのほうの同じく下のほうなんですけれども、予約乗合タクシー事業国庫補助額納付金というのが、当初530万円ほどあって、今回補正で460万円ほど増額されてトータルで1千万円ほどになっていますけれども、これは補助金額算出方法の変更等ということが書かれていますけれども、こちらをちょっと説明していただけますか。

公共交通対策課長

この補助金につきましては、国のほうが総額的に絞りをかけておりました、20分の9という基本額に対して上限額を設けておりましたけれど、要望等の具合も含めまして、それほど伸びてなかったということで、上限額は撤回された関係で、20分の9が撤廃された関係で大体倍額近い形で伸びたという形になっております。

永末委員

それは見込みが当初見込んでいたよりも利用者が少なかったということで、その補助金のほうがふえるような形になったという理解でいいですか。

公共交通対策課長

違ましてですね、国のほうの総額的な予算がありますけど、それに上限を決めて20分の9というですね、上限をかけておりましたけれど、それほど全国的に事業費が全体的に伸びなかったということでですね、全体的に20分の9の上限額が撤廃されたということで飯塚市においても、その撤廃されました関係で倍ほどになったということになっております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

永末委員

また別のところなんですけれども、歳入のほうの市債のほうで、市債総額というところでいくつが上がっていますけれども、その中で例えば一番頭の水道事業会計出資債というのが大きく減額になっていますけれども、この減額になっている理由というのは、何なんですか。

財政課長

こちらは水道事業会計のほうの合併事業に対して出資している分ですが、そちらの事業費が

確定、減額になったことによる出資金の減ということになっております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

宮嶋委員

今のところの31ページの上のほうですが、福岡県市町村災害共済基金組合納付金返還金ということで2億2745万3千円というのがあがっています。後から条例じゃないけれども、規約の変更とかいうことで出てきますので、どっちで質問するのかなと思いましたが、これの中身についてはここでいいんでしょうか。

財政課長

災害共済基金組合が3月末をもって解散することとなりますが、これまで飯塚市のほうで納めておりました納付金、普通納付金から任意納付金がございますが、この納付金の額が返還されると。納めていた分が戻されるということでございます。15年災害の時に貸し付けも受けておりましたので、その分の繰り上げ償還が歳出のほうで5500万円ほど出てまいります、納めておいた分を全部戻していただいて、借りていた分は一括で返すという予算の計上を今回させていただきます。

宮嶋委員

そういうことで必要があつてつくられた共済基金組合だったと思うんですが、いろんな経過があつて、今の時代にそぐわなってきたというのかもしれない、解散ということなんでしょうけど、今後何かこういう大きな災害が発生したときには、こういうのはなくなったら困るんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうでしょう。

財政課長

ご心配の件はご理解いたしますが、今回、解散することとなりました理由の1つとしまして、災害に関しまして各種補助制度、それと起債制度、こういった制度が確立されてきましたので、こういった互助、災害時のですね、支援を目的とした互助組織としては役目がなくなってきたということで解散ということになっておりますので、そういう補助制度なり起債制度を今後災害が起きたときには活用をして、対応したいというふうに考えております。

宮嶋委員

制度がいろいろ整ってきたということですけども、今度の3.11の災害の後でも、ご存知のように、義援金も集まってきたもなかなか被災者のもとには届かないというようなこともありますし、本当に国の法律だけでカバーできない部分が多々あるのではないかなと思いますので、ぜひできれば県独自の支援策だとか、そういうものを市町村とあわせてやっぱりつくっていくべきじゃないかなという気はするんですけども、今後国の制度を充実するというこのほうがいいのか、県の制度をつくるというのがいいのかわかりませんが、ぜひその状況に応じて即支援ができるような制度を。なくなったことで、なくならないように改善していけるようお願いして、終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

永末委員

6ページの扶助費ですね、生活保護扶助費のほうの額が減額になっていきますけど、この理由を教えてください。

保護第1課長

平成24年度当初予算の生活扶助費におきましては、前年度の世帯伸び率、概ね3%程伸びるだろうということで当初予算を計上しておりましたけれども、本年度になりまして、ここにきてですね、保護率の伸びが随分緩やかとなりました。概ね8月までの前年度上半期の実績では1%ぐらいの伸びというふうに落ちついてきておりますので、それに伴いまして減額補

正をするものでございます。

永末委員

わかりました。この中で国負担が4分の3、一部県負担4分の1、住所不定者分というふうななっていますが、私のほうの理解で4分の1は市のほうが負担しているのかなと思ったんですけども、県も負担する分があるんでしょうか。

保護第1課長

通常、私ども県費というふうな形で言うておりますけれども、例えば住所不定の方が保護申請せざるを得なかった、行き倒れの方ですよね、これは飯塚市に住民票がないというような形で、この件につきましては県費対応というような形で、4分の1負担分を県費にて負担していただくというようなことで対応しておるところでございます。

永末委員

飯塚市内に住所がある方ではないんですよね。飯塚市内で行き倒れたときは、飯塚市がそんな形で、飯塚市が県のほうにそのような申請を上げるということですか。

保護第1課長

説明不足の分がございました。通常ですね、本来、飯塚市に住所のない方、行き倒れの方等が県費対応になります、こういう場合もあります。例えばアパートに入居されている方で長期入院なると、またもうアパートに帰る目途が立たないという形の方も、家賃についてはですね、通常半年まで保護にて見えていますけれども、もう自宅のほうに帰る見込みがないというような方の場合は県費対応という形で対応しておるところでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第88号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:42

再 開 10:47

委員会を再開いたします。

次に、「議案第92号 平成24年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人権同和政策課長

「議案第92号 平成24年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。補正予算書の177ページをお願いいたします。第1条において歳入歳出それぞれ53万5千円を追加し、総額をそれぞれ4320万9千円と定めるものであります。その主な内容についてご説明いたします。180ページをお願いいたします。歳入につきましては、2款、県支出金、1目、住宅新築資金等補助金の減額72,000円は、補助対象金額の精査によるものであります。次に3款、財産収入の増額17万9千円につきましては、運用益の増によるものであります。続いて4款、繰越金につきましては、42万8千円を追加計上いたしております。これにつきましても、決算見込みの確定によるものでございます。

181ページをお願いいたします。歳出では、1款、総務費の22節、補償、補填及び賠償金につきまして、減債基金運用のため購入した国債の償還補填のため25万円を追加計上いた

しております。25節、積立金につきましては、歳入歳出の財源調整と基金の運用に伴う積立金55万7千円を減額いたしております。続いて2款、公債費では当初予算編成後に個人から期日前償還がありました1件について、起債の繰上償還を行うため92万9千円を増額いたしております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第92号 平成24年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人権同和政策課長

「議案第115号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の35ページをお願いいたします。今回の改正の主なものといたしましては、まず、1点目に同和会館及び人権啓発センター使用料の平準化、2点目に使用料の納入方法の適正化、3点目に文言の整理等の3点でございます。

まず、同和会館及び人権啓発センター使用料の平準化につきましては、1市4町合併後の市内3カ所の同和会館及び人権啓発センターの使用料のアンバランスを解消するために料金の平準化を行うものでございます。具体的には、午前・午後・夜間等の3区分の料金設定となっていたものを利用者の利便性向上を図るために、1時間単位の料金設定に統一するものです。また、冷暖房料金につきましても、3施設不均衡でありました使用料の設定基準を統一するとともに、冷房と暖房を分けて設定されていたものを冷暖房費と統一し、使用料の平準化を図っております。

次に、同和会館及び人権啓発センター使用料の納入方法の適正化につきましては、従来、施設使用料は冷暖房料等も含めまして前払い、前納を基本といたしておりましたが、貸部屋の時間の延長使用や急な冷暖房等の申し出にも対応できるようにするために、一部を後払い、後納ができるように納入方法の適正化を図っております。

3点目の文言の整理等につきましては、休館日について「土曜日及び日曜日」と規定していたものを「日曜日及び土曜日」と改めるとともに、貸部屋の名称につきまして、3施設の名称がまちまちでしたので、「和室」及び「調理実習室」について部屋名称の統一を行い、条例の整備をいたしております。

以上、簡単ではありますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第115号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議あり

ませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第132号 飯塚市過疎地域自立促進計画の一部変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総合政策課長

「議案第132号 飯塚市過疎地域自立促進計画の一部変更」について、補足説明いたします。議案書の147ページをお願いいたします。飯塚市過疎地域自立促進計画につきましては、平成22年9月議会で議決をいただいたところでございますが、この度、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規程により、本計画の一部を変更することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、現在の計画に事業を追加するものであります。追加施策区分としましては、148ページの「2. 産業の振興」で事業内容の追加を行っております。149ページ、150ページの「4. 生活環境の整備」で本文及び事業内容の追加を行っております。さらに151ページ、152ページの「7. 教育の振興」で本文及び事業内容の追加を行うものですが、内容の説明につきましては省略させていただきます。なお、本計画案につきましては、同特別措置法第6条第4項の規程に基づく福岡県との協議は終了しております。今議会におきまして、議会の議決が得られましたなら、県を通じまして、関係大臣、総務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣に提出することになっております。

以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

明石委員

今回の議案は現在の過疎法に基づいた事業の追加ということですが、この自立促進特別措置法の期限はいつまでですか。

総合政策課長

この過疎地域自立促進特別措置法でございますが、当初は平成12年度から21年度までの時限立法でございましたが、平成22年に6年間の延長で平成27年度までと。さらに本年5年間の延長となりまして、現在は平成32年度までの法律というふうになっております。

明石委員

これは旧筑穂町を対象としたものですよね。これはいろいろ書いてありますけど、こういうものを上げとかなければいけないということで上げてあるわけですよね。そういうことですね。確認です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第132号 飯塚市過疎地域自立促進計画の一部変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第136号 土地の処分(鯉田篠田団地跡地)」を議題といたします。執行部の補足説明、ならびに先の本会議における審査要望に対する答弁を求めます。

管財課長

追加議案書の1ページ、「議案第136号 土地の処分（鯉田篠田団地跡地）」について、ご説明いたします。提案理由については、普通財産を売却するため、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。売却予定価格が2千万円以上でかつ、その面積が5千平米以上に該当するものでございます。

内容については、所在地、飯塚市鯉田字篠田1595番1外3筆、地目、宅地外、処分量積23,803.77平方メートル、落札価格1億900万円、契約の相手方の住所は福岡県飯塚市川津503番地4、氏名MED九州株式会社、代表取締役前田嘉代子。公募とその結果についてご説明いたします。平成24年10月9日から10月30日まで市有地売却の公募を行い、申込者2者の申込がございましたが、11月8日に1者が辞退され、11月13日の入札においては、1者にて入札を行いました。売却予定価格の1億900万円で落札しております。なお、売却後は、宅地造成による計画を予定されています。

次に、12月13日の追加上程の折にご質問のございました当該地の管理状況について、別紙資料の市有地管理費調によりご説明いたします。管理費用のほとんどは草刈り伐採の費用となります。19年度においては18年度におきまして草刈り伐採後の土地の交換を行っておりますので、管理費は生じておりません。平成20年度2回の草刈費用35万4627円、平成21年度2回の草刈費用47万3340円、平成22年度3回の草刈費用134万8830円、平成23年度3回の草刈費用98万6393円、平成24年度2回の草刈費用36万7500円、合計353万690円との管理費用となっております。なお、平成22年度及び23年度の3回の草刈伐採の実施につきましては、通常分に加え、1回分緊急雇用事業によりまして法面部分の伐採を行ったことによる費用でございます。

以上簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

こちら、売却先の会社さん、MED株式会社さんですかね、こちらの会社さんはご自分のところで分譲されるということでもいいんでしょうか。

管財課長

申請申込書によりますと、宅地分譲計画ということで申請が出ております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

宮嶋委員

もともと建て売りとかではなくて、宅地を分譲されるだけですかね。このMED九州という会社自体が今どういうことをされているのか、どういう会社なのかを教えてください。

管財課長

MED九州株式会社についてどういう会社かということですが、登記簿によりますと目的といたしまして土木工事業、建築工事業、管工事業、水道施設工事業、造園工事業等と、それから宅地建物取引業等の目的により登記がなされております。

宮嶋委員

そういうところに売ってしまって、後はどういうふうに使われるのかわかりませんが、宅地を造成されるだけなのか、建て売り住宅をそこが造られるのか、そこら辺のところは。

委員長

条件を付けているのかどうかということですか。

宮嶋委員

はい。

管財課長

現時点では、先ほども申しましたが、申込書のほうには宅地造成計画というような形で申請が出ております。広大な23,803.77平米でございますので、その後は、開発行為の中ですね、こういった形で造成がされるのかといったところも具体的に変わらうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

宮嶋委員

バイパスから入るといのはなかなか難しいと思うんで、どうしてもいわゆる鯉田団地の行き止まりみたいな所ですね。だから、今後もし工事とかいろいろ出てくる中で、やはり道路が限定されておりますし、ぜひその辺、地元の方の合意とか、まあ業者の方がそういうことをきちっとされると思いますが、その点も含めてきちっと指導というか、やっていただきたいということを要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( 異議なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。議案第136号を採決いたします。「議案第136号 土地の処分(鯉田篠田団地跡地)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:05

再 開 11:14

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「自治基本条例策定委員会の構成等について」、報告を求めます。

総合政策課長

「自治基本条例策定委員会の構成等について」ご報告いたします。本委員会につきましては、本年6月議会にて附属機関として設置することで議決を受けております。当該議決に基づき、この度、飯塚市自治基本条例策定委員会を設置しましたので、委員の構成等についてご報告いたします。委員の構成は、「飯塚市告示第145号 飯塚市審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、学識経験を有する委員が3名、自治会・まちづくり協議会関係より推薦された委員が6名、PTA等関係団体から推薦された委員が3名、市民公募委員3名の計15名としております。

市民公募委員につきましては、7月23日から8月31日までの間にホームページ、及び市報掲載、本庁舎・各支所、各公民館にチラシを設置して募集を行った結果、男性6名、女性2名の応募があり、抽選にて決定しております。委員15名中、男性委員11名、女性委員4名となっており、女性委員登用率は26.67%となっております。なお、第1回委員会を10月25日に開催し、委嘱状交付式、委員長の指名、会議及び会議録の公開について、今後のスケジュール等について意見交換を行い、第2回を11月27日に開催し、条例制定に向けての勉強会等を行いました。今後は毎月1から2回の委員会開催並びにその内容について市報等による市民への周知を行うとともに、議会への報告及び意見等を伺い、平成25年12月ま

でに市長への答申、その後、議案上程準備に入る予定であります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「大分地区メガソーラー設置運営事業者の決定について」、報告を求めます。

総合政策課長

「飯塚市大分地区メガソーラー設置運営事業者の決定について」、ご報告いたします。本市では「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、安定的な事業化が可能となったことを受け、本市における再生可能エネルギーの導入を促進し、もって再生可能エネルギー産業の振興、関連する地域産業の活性化及び環境にやさしいまちづくりを図るため、市有地をメガソーラー事業に活用することとしました。このことを受け、飯塚市大分地区の市有地における設置運営事業者の公募を行った結果、1者の応募があり、内部委員6名で構成する「大分地区メガソーラー設置運営事業者選定委員会」において厳正に審査を行った結果、設置運営事業者として適正であると判断し、決定いたしました。決定いたしました大分地区メガソーラー設置運営事業者は、北九州市小倉南区上石田4-17-22、芝浦グループホールディングス株式会社で、貸付面積は2万5700平方メートル、貸付金額は1平方メートルあたり年額70円で総額は179万9千円であります。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

いま報告されたような資料というのは出てこないんですか。ぜひほしいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:18

再 開 11:19

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

永末委員

確認させてください。今こちら、土地のほうは貸している形ですか。賃貸借ですよ、平米単価が年間に70円で、年間当たりすべてで179万9千円ということで。これは何を基準に決めたんですか。何か基準とかはあるんですか。

総務部長

この単価につきましては、財産管理審議会の中で価格決定をいたしまして、他市の状況、それからこの土地の状況中で最低価格ということで、これはプロポーザルで価格点も設けた中でやっておりますので、最低を70円としたということでございます。応募については1社だけでしたので。完全な整地であれば、田川地区で県がやっておりますけれども、150円というのもございましてけれども、形状からして70円が妥当であろうということで、最低価格を70円という形でさせていただいております。

永末委員

田川に比べて地形があまり良くないということで、150円よりは安く70円ということで設定したということですかね。こちらに設置されることによって、確か償却資産税が入ってくるというのを認識しているんですけれども、それは金額的にどのくらいになっておりますでしょ

うか。

総合政策課長

償却資産は取得価格を基にいたしますので、現時点では不明でございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」、報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

資料を提出しておりますので、提出資料の1ページをお願いいたします。最初に、これまでの経過について主なものを説明いたします。本町東地区の整備事業につきましては、商業ゾーンに関する商業の活性化研究会分科会、居住ゾーンに関する優良建築物等整備事業推進協議会をそれぞれ定期的に開催し協議を進めております。12月7日には、飯塚本町東土地区画整理事業及び吉原町1番地区第1種市街地再開発事業に関する都市計画決定が告示されております。12月12日には中心市街地活性化協議会の第4回会議が開催され、中心市街地活性化事業の進捗状況を報告しております。また、同日、日本総合研究所の藻谷浩介氏を講師に迎え、第2回コンパクトなまちづくりセミナーを開催しております。

次に、今後のスケジュールにつきましては、それぞれの事業の説明と重複しますので、事業の説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。吉原町1番地区第一種市街地再開発事業につきましては、1階をバスセンター及び小規模商業施設、2階から4階までを医療関連施設、5階から11階までを分譲マンションとする複合ビルを整備する内容でございますが、実施主体である再開発組合が平成25年1月に設立する予定でございます。整備計画では、平成25年度に権利変換計画認可や建築設計、補償、建築物除却、整地までを考えております。また建築工事の完了を平成27年度と記載しておりますが、現在のところ平成27年5月の竣工を予定しております。平成25年9月から解体工事を予定しておりますので、周辺に仮設バス停を設置することで現在関係機関と協議を進めているところであります。

次に4ページをお願いいたします。医療関連施設整備事業及び急患センター整備事業でございますが、当初急患センター用の保留床取得については飯塚医師会にお願いしておりました。しかし、2市1町で運営協議をするなかで、緊急時の一次医療体制である休日夜間急患センターについては将来的にも行政が責任を持って運営していく必要があり、現行のとおり飯塚市が施設を所有し、飯塚医師会に運営委託する方法を継続すべきであるとの共通認識に至ったこと、県の補助事業や合併特例債を活用することで市の一般財源負担額の軽減が図られること、医師会側から床取得費の軽減要望があること、などから、急患センター用の保留床については本市が取得させていただきたいと考えておりますので、どうかご理解をお願いいたします。なお、飯塚医師会の医療関連施設及び急患センターの面積につきましては、現在基本設計協議を行っており、調整中でございます。

次に、5ページをお願いいたします。(4)の目尾忠隈線等道路改良工事負担金でございますが、再開発区域内にある3つの道路の歩道部分を一体的に整備し、整備に要した費用を市が負担するもので、公共施設管理者負担金と呼ばれるものでございます。工事は平成26年度から27年度に予定しております。

次に、11ページをお願いいたします。事業のスケジュールを掲げておりますので、一番上の再開発事業の欄をご覧ください。先程申しましたように、再開発組合の設立を1月に予定して準備を進めております。事業計画の認可は平成25年4月、解体工事を平成25年9月から着手し、本体工事の完了を平成27年5月に予定しております。

次に、5ページをお願いいたします。ダイマル跡地事業地区コミュニティビル整備事業でご

ざいますが、施設概要は3階建複合ビルで、1階の約630平米を市が取得し、街なか交流・健康ひろばとして活用、2階及び3階は(株)まちづくり飯塚が賃貸住宅を整備するものでございます。6ページの進捗状況に記載しておりますように、11月22日付で外国法人に対し根抵当権設定登記抹消手続き訴訟を提起されており、平成25年3月までの所有権取得を見込んでおります。当初計画より遅れておりますが、本年度内の所有権取得ということで11ページのスケジュールに掲げておりますように、平成25年6月からの解体工事、同年8月からの本体工事で平成25年度内に整備完了の予定でございます。

次に、7ページをお願いいたします。飯塚本町東地区土地区画整理事業でございますが、本町火災跡地及び永楽町商店街周辺の6,491.85平方メートルについて区画整理を行うものでございます。本年10月から関係者に対し4回目の意向調査を行っておりますが、意向調査の対象者102人のうち事業反対者2人を除き調査を終えております。反対者のお二人には引き続き事業へのご理解ご協力をお願いしております。うちお一人からは家屋調査の協力をいただいたところでございます。事業のスケジュールについては後ほど説明いたします。

次に、8ページをお願いいたします。飯塚本町東地区優良建築物整備事業につきましては、土地区画整理事業で整備する居住ゾーンに民間事業者による分譲マンション建設を誘致するものでございます。9ページの選定に係る経緯に記載しておりますように、現在、関係者で組織する協議会におきまして公募条件や選定方法の検討をしております。平成25年10月にはマンション事業者を決定したいと考えております。なお、マンションの完成時期は平成28年10月を見込んでおります。

次に、子育てプラザ整備事業につきましては、土地区画整理事業で整備する商業ゾーンに市が整備するもので、敷地面積約820平方メートルを確保したなかで2階建て程度の施設を平成27年度から建設する予定でございます。なお、現有の市有地だけでは面積が不足いたしますので、約380平方メートルの用地買収をさせていただきたいと考えております。

次に、10ページの市道新飯塚・潤野線拡幅事業でございますが、土地区画整理事業と一体的に整備するものでございまして、よかもん通りから昭和通りまでの延長140メートルの歩道を拡幅するものでございます。事業手法については、社会資本整備総合交付金を活用して施工することにしております。

次に、11ページをお願いいたします。一番下の飯塚本町東地区整備事業のスケジュールでございますが、平成25年3月議会に土地区画整理事業を市が施行するための施行条例議案を提出予定でございます。事業計画は3月に決定できるよう県と協議を進めております。平成25年6月に土地区画用地取得、括弧して減価買収と記載しておりますが、これは土地区画整理事業の施行前と施行後の宅地価格の総額を同じにするため、市が宅地の先行買収をするものでございます。また、平成25年10月に仮換地指定を行い、移転補償交渉を開始する予定でございます。今回の事業では、効率的に移転・解体・整地などを行うため、移転補償交渉・契約・移転の手続きを平成25年度と平成26年度の2期に分けて行うこととなっております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「財団法人飯塚市都市施設管理公社の解散について」、報告を求めます。

管財課長

飯塚市都市施設管理公社の解散の報告についてご説明いたします。公益法人制度改革により、今後の都市施設管理公社の方向性について、本年9月25日の行財政改革推進本部会議において審議した結果、解散の方向で進めることの決定を受け、今日まで事務を進めておりましたが、

事務調整が整いましたので、別紙資料によりご報告いたします。

別添の資料の1ページをお願いいたします。財団法人飯塚市都市施設管理公社の概要等についてご説明いたします。設立目的といたしまして、飯塚市における駐車場、公園等都市施設の管理の受託を行うことにより、都市機能の増進と市民福祉の向上に寄与することを目的となっており、昭和51年9月3日に福岡県の設立許可を受けております。現在、基本財産は飯塚市の出捐金で1000万円となっております。事業内容については、の市民広場管理事業から公園等管理事業につきましては、都市計画課からの受託でございます。の街路樹等管理事業との新飯塚駅東口広場樹木等管理事業については、土木管理課からの受託となっております。それぞれ公社において、指名競争入札、あるいは随意契約により入札と契約を行いまして実施を進めておるものですが、この場合、公社から市内業者のほうに再委託といった方向で契約を結んでおります。契約の相手方についてもそれぞれ記述を横にしていますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、2ページでございますが、役員でございます。役員については、の理事長ほか9名で、の内部職員で構成しております。(6)の組織等については、理事長、常任理事、これは兼務でございますが、事務局長兼務、事務局次長兼務を置きまして、公社雇職員は、事務局長(管財課長兼務)、事務局次長(管財係長兼務)、嘱託職員7名であります。ちなみに嘱託職員7名の内訳としては、事務局事務係、霊園係、公園等管理係5名でございます。

次に、2の公益法人制度改革の概要についてでございます。公益法人制度は、明治29年の民法制度とともに始まり、民法第34条に基づき、公益法人は、主務官庁の許可を得て設立され活動を行ってまいりました。しかしながら平成13年以降、公益法人制度の抜本的な改革に向けた取り組みが進められ、公益法人制度改革のための関連3法が平成20年12月1日より施行しています。この法律により、従来の社団法人・財団法人は、平成25年11月30日までの暫定期間内に一般社団法人・一般財団法人に移行するか、公益社団法人・公益財団法人に移行するか、2つのうちどちらかの選択をすることとなります。なお、現在、特例民法法人と位置付けされている当都市施設管理公社は、暫定期間内に公益認定もしくは一般認可を受けなければ、期間終了と同時に自動解散することになります。

それから3の方針決定の経過等についてご説明いたします。財団法人飯塚市都市施設管理公社については、市の行財政改革大綱及び国の公益法人制度改革に基づき、市の将来的な展望を見据えて、以下の方向性を決定したものです。国においては、公益法人制度の抜本的な改革が進められ、平成12年12月に行政改革大綱が閣議決定され、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革が進められ、公益法人制度改革のための関連3法が平成20年12月1日より施行しています。それに伴いまして市では、国の行政改革大綱を踏まえた飯塚市行財政改革大綱を平成18年11月に定め、「行政経営の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の確立」を目指し、外郭団体等の経営の健全化を推進項目として進めております。このような状況の中、都市施設管理公社の今後の方向性について、内外部の関係機関等の意見を聴取するなど、種々協議を進めてまいりましたが、新公益法人制度及び法の趣旨並びに当法人の存在理由等を考え併せ検討した結果、最終的に飯塚市行財政改革推進本部において、都市施設管理公社の解散の方向が決定され、平成24年度末において解散し、その後、清算手続き事務を行うものです。なお、清算後の残余財産は、公社寄付行為の規定により市に帰属いたします。

次に、会議等の経過でございます。主な協議としては、平成23年3月31日の公益法人制度改革セミナー、民間主催の分から平成24年12月1日まで調整会議を含めて協議等を行っております。主な協議といたしましては、平成23年6月に、公益法人の申請窓口である福岡県都市計画課において、制度概要及び許可申請の事務手続き等の協議を行っております。平成23年10月には、県主催の公益法人相談会に出席し、受託事業の公共性、不特定多数のための事業かどうかの精査、公社でしかできない事業かどうかの理由づけ、丸投げ事業のチェック、

直営発注事業の可否、管理事業のみの申請の可否などの相談を行っております。また、平成23年10月、11月、12月にはそれぞれ異なったコンサルタントを行う専門の行政書士等の意見を聴取しております。平成24年4月には、直接の審査担当課である、県行政経営企画課と協議をおこなっております。

指摘事項としては、管理のみの事業は公益性がない、また、公社の自主性・自立性はあるのかどうか、事業を行うにあたっての専門的な職員がいない、会計処理上の問題点、それから役員報酬・事業会計報告に係る業務委託料の新たな費用が増大するといった指摘等々を受けておる次第でございます。

そういったことを含めまして、決定がなされたわけでございますが、次に、4番目の解散に伴う事業調整についてでございますが、公社概要で記述の公社受託事業については、平成25年度以降については、市直接事業として実施を予定しております。また、公社雇用の嘱託職員7名は市の嘱託職員として雇用し、都市計画課において配置することを予定としています。なお、前述の公社受託事業から事業の今後の契約方法等は、基本的には、公社の契約方法等を継承して行うこととしています。

最後に5になりますが、今後の事務手続きについてということで、それぞれ左の欄に平成24年12月から来年の9月までといったことで、右の項目で議会、それぞれの報告、それから申請行為等について一覧を示したものでございます。平成24年12月におきましては、寄付行為の変更、その変更したものを県から許可を受けるといった流れになるかと思っております。それから登記事務につきましては、4月に解散登記、清算人登記、それからそれに伴う告示行為等々を行いまして、最終的に議会の報告は9月の25年度清算終了の議会報告といった予定で今後進めて参りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、公社解散の説明にかえさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

永末委員

1点だけ聞かせていただきます。3の方針決定の経過等について、3ページの中断よりちょっと下のほうに解散に至った理由のようなものが書いてありますけども、最終的に飯塚市行財政改革推進本部において、都市施設管理公社の解散の方向が決定をされということですけども、当然財団として今まで存在しておりまして、設立の目的とかも一番最初のページのほうに書いてあります。当然必要であったからこれが設立された財団であると思うんですけども、それが今回もう解散に至ったということは、もう必要性がなくなったというか、何かそういったところの理由があるんでしょうか。そのあたりを聞かせていただけますでしょうか。

管財課長

1つは議員ご存じのとおり公益法人の制度改革といった大きな改正の要旨がございます。その中の1つとして、法人運営が非常に厳格になったということが1つ言えるかと思っております。今までの手続き、理事会、それから評議員会というのはございませんでしたけど、新たに法人内部の統治、いわゆる内部統治、ガバナンスでございますが、従来は法人の詳細なガバナンスなどの規定がございませんでした。主務官庁ごとの管理というようなことが行われておりました。今後は自主的、自立的に運営ができるよう法律でそのガバナンスに関する事項を定められたということでございます。具体的には任意機関であった理事会、評議員会、それから評議員が法定の機関となりまして、権限や義務が法律で定められたと。したがいまして新制度へ移行する際の法律に則った選任等の手続きを定められて、その選任等を行う必要が生じてきたといった内部統治の問題が1つはございます。

それから当公社については受託事業ということで、当公社が直接事業を行えばいいかと思っておりますけれども、当公社から再委託といった形で、まあ表現はあまりよろしくございませんが、

再委託で丸投げ事業と、そういった公益の一定の目安である再委託の比率が非常に高いといったことが1つ理由として挙げられます。それから受託事業につきましても、いわゆる単年度ごとの議会の議決を得て予算化されたものが受託されるといったことございまして、そういった経営的に非常に不安定であると、公社としては、そういったものにつきましても、種々専門の方に聞きましたところ、そういった認定後の取り消し等も考えられますよと、仮にそういったことで認可を受けたとしても、それから、いわゆる内部体制の整備が必要ですと。現在、事務局職員とも兼務等で行っております。けれども、そういった選任体制も必要になってくる。そういったことを含めまして、運営費等もかなり増大していくということがございまして、県の審査会におきましては、むしろ直営でできるものについては直営でやったほうがいいんじゃないですかと、そういったご指摘も受けている、そういったことも含めまして総合的に勘案して公社の解散の方向といった位置づけがなされたものと考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「財政見通しについて」、報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

本市の普通会計における財政見通しについての説明をさせていただきます。今後の財政見通しを立てる上で、合併特例債を活用した事業は非常に大きく重要なものでございまして、その説明を先にさせていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。「3. 合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要」についてご説明いたします。整備の対象となります施設は、公共施設等のあり方に関する第一次及び第二次実施計画、その他行政計画等において、公共施設等として存続することが決まっている公共施設、移譲等が予定されている施設で、整備が必要な施設とします。ただし、運営方針等が決まっていない施設は、方針決定後に整備を検討することにしており、今回対象としていません。また、緊急な整備を必要としない都市公園等の整備は対象としていません。整備の期間は、合併特例債等の活用を前提としていることから、平成24年度から繰り越しという形を使いまして、平成33年度の10年間とし、それぞれ5年間で区切り、前期、後期に分けて整備を行います。整備対象施設を検討するうえで考慮すべき事項としましては、既に行行政計画において整備が決定している施設であるかどうか、災害時に重要な役割、機能等を果たす施設であるかどうか、市民の利用が多い、代替施設がないなど重要な施設であるかどうか、以上の事項を考慮いたします。

整備手法の考え方としましては、公共施設の整備は、個々の施設の老朽化や立地の条件等により異なりますが、原則耐震基準を基にした整備手法とします。まず一つ目の区分ですが、旧耐震基準以前の建築物、これは昭和45年12月以前に建築許可を受けた施設で、これにつきましては、建て替え又は耐震診断の結果によっては耐震補強による整備を原則とします。次に、新耐震基準以前の建築物、昭和56年6月以前に建築許可を受けた施設でございまして、これにつきましては、耐震診断を行い、耐震補強による整備を原則とします。次に、新耐震基準の建築物、昭和56年7月以降に建築許可を受けた施設、これにつきましては、新耐震基準を満たしていることから、原則耐震補強等、施設本体の整備は行わないが、管理運営に支障をきたすような設備の改修、増築等の整備を行います。

次に事業費の概要についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。この事業費の概要は、平成24年度以降の事業における公共施設の整備、浸水対策、中心市街地活性化、及び水道事業等の各事業につきましても、合併特例債などを活用した事業を一覧表にまとめたものでございます。公共施設の整備につきましては、各施設の区分ごとに、整備時期、これは前期

が24年度から28年度、後期を29年度から33年度としております。及び対象施設、事業費、財源を記載しています。財源につきましては、国県の支出金、合併特例債、その他の財源、一般財源の4区分にいたしております。なお、その他の財源は、学校債や過疎債などを活用することとしています。公共施設の区分では、小中学校、地区公民館、文化・スポーツ施設、医療施設、子育て・社会福祉施設、衛生・環境施設、市営住宅、その他の施設、これは市役所本庁舎でございますが、そういった区分といたしております。中段に記載しています公共施設の整備の計は、525億8千万円で、合併特例債を303億5700万円活用する予定でございます。

次に、公共施設以外の事業費でございますが、浸水対策事業の建設関連事業、防災関連事業、いずれも短期事業でございますが、合わせまして67億4900万円、中心市街地活性化関係で60億400万円、この事業は、休日夜間急患センターを公共施設の整備で計上しておりますことから、ここからは除いております。次に、水道事業会計出資金が18億3200万円となっています。また、平成23年度までにすでに活用済みの合併特例債事業の事業費は71億600万円、合併特例債活用額は67億8200万円となっています。合計のA欄ですが、全体事業費は742億7100万円で、財源内訳は国県支出金が100億6800万円、合併特例債が472億6700万円、学校債や過疎債などのその他の財源が114億4700万円、一般財源が54億8900万円となります。また、合計の下のほうに記載しておりますように、今回の整備費は平成24年度から平成33年度までの計画事業でございますが、24年12月補正予算時点で5億9300万円の未執行分がありますので、合計額からその未執行額を差引き、C欄の合併特例債活用現在予定額は466億7400万円となります。また、D欄の合併特例債限度額は464億6千万円でございますので、差引きしますとE欄でございますが、2億1400万円の超過となります。なお、枠外に印で記載しておりますように、合併特例債限度額超過分につきましては、今後事業を執行する中で調整をしてみたいと考えております。

以上が、合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要でございます。

#### 財政課長

続きまして、ただいま行財政改革推進室から説明のありました「公共施設等の整備費」を組み入れたところの財政見通しについてご説明させていただきます。提出しております財政見通しは、資料の表紙に記載しておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計でお示しております。基準年度は、平成24年度とし決算見込額に増減要素、特殊要素を加味し、設定をいたしております。

1ページをお願いします。財政見通し推計条件（概要）の主な項目について、ご説明いたします。まず、歳入の市税につきましては、基準額に人口推移をふまえて推計しており、固定資産税評価替による影響は、平成27年度以降2億円減額するとして推計いたしました。地方交付税のうち普通交付税は、平成24年度の決算見込額、決定額でございますが、これから特殊要素である地域経済・雇用対策費分、及び別途試算しております生活保護扶助費分を除いて基準額を設定し、平成25年度以降は以下に記載しております市税減見込み、国勢調査人口の推移、生活保護費等の扶助費の増額、国民健康保険特別会計等への繰出金増、地方債の償還見込額、及び合併算定替え終了などによる影響額を基準額に加算して推計いたしました。その他の欄の国庫・県支出金は、扶助費分については歳出の伸び率を乗じた額で推移するものとし、国民健康保険税改正に伴う繰出金影響額を加算し、普通建設事業費分は過去の実績をふまえた額を加算するなどして推計しております。また、地方債につきましては、それぞれの事業費ごとに充当率を設定し推計いたしました。

次に歳出ですが、義務的経費の人件費につきましては、平成25年度以降の定年退職者と同数の補充、新規採用があるものとして推計しております。職員数の804人は平成24年4月

1日現在の普通会計職員数でございます。扶助費は、平成24年度決算見込額を基準額とし、平均伸び率を乗じた額で推移するものとして推計しております。公債費は、平成23年度以前の借り入れ分、すでに借り入れた分の償還額に平成24年度以降借り入れ分の償還見込額を加算いたしております。その他の欄の補助費等につきましては、普通交付税を算定の基礎としているものについてはその算定に合わせた推計をし、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものがございますが、それにつきましては、その増減額を加算した推計をいたしております。特別会計の繰出金は、公債費の増減額、医療保険給付費等の過去の増減率をふまえて推計いたしました。投資的経費の普通建設事業の通常分につきましては、平成24年度決算見込額と同程度の24億円で推移するものとしております。特別事業分につきましては、先ほど説明のありました「合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要」に基づき設定いたしておりますが、このうち水道事業会計、及び病院事業会計の出資金分につきましては別途試算しており、市営住宅整備費は通常分に含んでおります。また、投資的経費のその他として、電算システムリプレイス費用につきまして、前回のリプレイス費用を5年で除した額4億円を平成27年度以降に毎年度加算して推計いたしました。なお今回の推計条件には、表の下に記載しておりますように、災害復旧事業費とその特定財源、歳入における寄附金、及び繰越事業充当財源繰越額は除外をいたしております。また、消費税税率改正の影響については、改正後の制度が不明確なため歳入、歳出ともに反映しておりません。

2ページをお願いします。ただいまご説明いたしました推計条件に基づきまして、普通会計の財政見通しを、通常分と特別事業分に分けまして、区分ごとに推計値を記載いたしております。通常分の歳入合計から歳出合計を差引きましたAの欄を見ていただきますと、平成31年度までは何とか黒字で推移しておりますが、合併算定替え終了の影響などにより平成32年度以降財源不足の状態となっております。特別事業分につきましては、歳出には各事業費及び公債費を記載いたしております。歳入には特定財源である国庫・県支出金、地方債及び公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。歳入から歳出を差引きましたBの欄を見ていただきますと、特別事業分につきましては、毎年度財源が不足することとなります。

次の3ページに全体分を記載しておりますが、一番上の行の通常分と特別分を合せました歳入歳出差引額のAプラスBの欄では、平成27年度から財源不足の状態となり、2つ下の枠内に記載の財政調整基金と減債基金の平成24年度末残高見込み額の105億円を取り崩して財源調整をすることとなりますが、平成33年度以降はこの基金での財源調整ができない状況となります。これを解消するための行革の取り組みにつきましては、行財政改革推進室のほうから再度ご説明いたします。

#### 行財政改革推進室主幹

合併特例債等を活用しました事業費を入れたところでの財政見通しにつきましては、財政課長が説明いたしましたとおり、平成27年度以降、収支はマイナスとなり、財政調整基金、減債基金を取り崩しても、平成33年度には調整ができない状態となってまいります。そのようなことから、更なる行財政改革が必要でございます。そのことについてご説明いたします。

現在、行財政改革実施計画（第一次改訂版）に取り組んでおりますが、この計画は平成21年度から平成25年度までとなっておりますことから、今後の財政見通しを見た中で更なる取り組みが必要と考えております。資料の3ページをお願いします。一番下の参考2に行革効果見込額の内訳を記載しておりますが、区分の一番上が現在取り組んでおります行財政改革実施計画（第一次改訂版）の今後の効果見込額でございます。その下でございますが、「定員管理及び給与の適正化」という表現で書いてありますが、内容としましては、組織機構の見直し、職員の再任用・非常勤嘱託化、業務の民間委託化、退職勧奨の実施など平成26年度から平成34年度までの職員の削減等の効果額を見込んでおります。なお、組織機構の見直しでは、

平成28年度には学校再編、中活、庁舎建設等の主な事業が終息することにより、部、課の統廃合を行い、平成25年度と比較しまして、いま現在考えているところでございますが、1部7課程度を減らす予定としております。

次に、その下の「公共施設等の統合整理等」につきましては、公共施設等のあり方に関する第一次実施計画等に基づきます今後の効果額を見込んでおります。また、歳入確保としまして、土地の売払収入や、さらなる税や使用料等の徴収率の向上としての効果額を見込んでおります。合計の欄でございますが、平成25年度が1億1千万円、その後、徐々に効果が出まして、平成34年度では11億2千万円の効果額を見込んでおります。この行財政改革の効果見込額をこのページの3の全体分のところですが、歳入合計から歳出合計を差し引きしましたAプラスBの欄の下の「行革効果見込額」に記載しております。そして、その次の欄の「行革効果見込額算入後の歳入歳出差引額」では、平成24年度から平成27年度までは黒字となっておりますが、平成28年度からは赤字となり、平成30年度では14億9千万円の赤字、その後は行革効果により、平成34年度には1億9千万円の赤字となる見込みでございます。また、その下の財源調整の欄でございますが、財政調整基金、減債基金の取り崩額を示しています。次の財政調整基金・減債基金の年度末残高は平成24年度見込が105億円で平成34年度では、63億7千万円となる見込みでございます。なお、中段のところに市債の年度末残高を記載しておりますが、平成24年度では542億4千万円、平成28年度には788億2千万円とピークになり、その後、徐々に減少していき、平成34年度には688億円となる見込みでございます。

以上で財政見通しについての説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

先ほど特別会計のことを少しおっしゃっていましたが、あれは見通しが難しいということ、今回入れないということになったんですか。

財政課長

通常、標準的な行政事務経費として、普通会計で見えておりますので、決算の統計ですとか、そういった資料は普通会計をベースにして算出しております。今回の財政見通し、前回の行革の改定の中でも普通会計をベースにした財政見通しをしておりますので、あわせて今回も普通会計での見通しを提示させていただいております。各、その他の特別会計につきましては、一般会計からの繰出金として、こちらのほうに入ってきておりますので、トータルで特別会計の分も含んだ標準的な行政事務の経費の財政見通しということで、お示しをさせていただいております。

永末委員

今のご回答ですと、通常の繰出金とか、特別会計のほうの独自の歳入のほうである程度その特別会計分に関しては、とんとんでいける見通しを持っているということでしょうか。

財政課長

これに計上していない各特別会計の経費につきましては、不足分を一般会計から、不足分等になりますが、一般会計からの繰出金で調整しておりますので、それを含んだところでしておりますので、含んだところの財政見通しということでお示しをさせていただいております。

行財政改革推進室主幹

いま特別会計、普通会計で財政見通しを立てておりますけれども、特別会計についてもそれぞれの会計で収支をとっています。で、行革は、ここでいま普通会計でご説明しておりますが、全体の中で行革が取り組んでまいりますので、特別会計につきましても行革を進める。そうしますと繰出金が減ってくるという形で行革では進めておりますので、そのところをご理解い

ただきたいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「議案第103号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人事課長

それでは議案第103号につきましてご説明をいたします。まずお手元にA3の両面紙が1枚配付されていると思います。参考資料として、本議案に関連いたしまして提出をさせていただいておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

それでは「議案第103号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。まず議案書の1ページをお願いいたします。本議案は行財政改革に基づき、事務の効率化・簡素化の観点から行います組織の再編に伴いまして、事務分掌を改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。新旧対照表によりご説明いたします。まず、企画調整部でございますが、総合政策課所管の業務として企画・政策及び調整事務を明確化するため、「統計に関する事務」を総務部に移管するものでございます。次に、総務部でございますが、管財課所管の「財産の取得、管理及び処分に関する事務」を財務部に移管すると共に、市民環境部の「交通安全に関する事務」を総務部で所管している「消防・防災業務」と集約いたしまして、効率的に安全なまちづくりに取り組むため、移管しようとするものでございます。次に、児童社会福祉部と保健福祉部につきまして、3ページ及び4ページをお願い致します。この2部につきましては、平成25年度から予定をしております「認定子ども園」の運営開始や健康づくりとスポーツの連携を図るための再編を行い、「こども・健康部」及び「福祉部」と名称を改めるものでございます。3ページ下段の「こども・健康部」は、「児童福祉、次世代育成、保健衛生、国民健康保険」と市民環境部から移管する「国民年金に関する事務」、及び現在、教育委員会所管の学校体育に関するものを除いた「スポーツに関する事務」を所管しようとするものです。なお、「スポーツに関する事務」について市長が管理、執行することにつきましては、本議会に上程の「議案第104号 飯塚市教育事務の職務権限の特例に関する条例」において、市民文教委員会に付託され、ご審議いただいているところでございます。続きまして、4ページでございます。ページをめくっていただきますと「福祉部」の記載がございまして、福祉部は「高齢者及び障がい者福祉等、介護保険、生活保護」に関する事務を所管しようとするものです。施行期日につきましては、平成25年4月1日といたしております。

それでは先ほど、冒頭にご説明いたしました新旧対照表、平成25年度の組織・機構の再編について(案)の参考資料をご覧いただきたいと思っております。本日、参考資料として配付いたしております平成25年度の組織・機構の再編について(案)でございます。資料は平成24年度との新旧対照で整理しております。中央に縦線がございまして、右、左という形でご覧いただければと思っております。表の左側、(新)でございますが、こちらに表記しております平成25年度の「課」以下の名称は、現段階での予定でございますので、ご了承をお願いいたします。また、(新)の部分の「課」の右側に記入しております業務は、変更が生じるものを記載しております。で表示しておりますものは、(旧)のこの課より他の部署に移管する業務、何もついていない業務は新たに所管する予定の業務を表記しております。

主な変更点といたしましては、まず企画調整部、左、(新)のところにも記載しておりますが、「公共交通対策課」を廃止いたしまして、裏側になりますけれども都市建設部、左側、(新)の下のほうでございますが、「国道道対策室」の廃止を予定しております、裏面でご

ざいますが、さらに各支所の部分でございしますが、支所の（旧）の部分の「総務課」及び「市民窓口サービス課」を統合することによりまして、「市民窓口課」を設置しようとするものでございします。また、表に戻りまして、総務部におきましてでございしますが、こちらについては、総務課の下「防災安全課」、及び下のほうになりますけれども、子ども健康部、こちらに、一番下の枠でございしますが「スポーツ健康課」、それから先ほどの裏面になります。裏面、一番上、都市建設部の「建設総務課」、こちらの新たな設置を予定しているところとございします。また、教育委員会の組織につきましては、飯塚市教育委員会事務局組織規則に定めがありますことから、今回の条例改正には含まれておりませんが、お配りしております資料の裏側、2ページ目とございしますが、旧のところ「教育部」、「生涯学習部」とございしますが、こちらを（新）におきましては「教育部」と統合しておるところとございします。それに伴いまして、「教育施設課」及び「学校施設整備推進室」を廃止することとしております。従いまして、平成25年度の市全体の組織機構（案）といたしましては、上下水道局の部制の廃止と各種委員会をあわせまして、この表の一番下に太文字で記載しておりますが、現在の13部局65課から11部局61課となり、2部4課の削減となるものでございします。なお、各課の業務内容等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上簡単でございしますが、議案第103号の説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたが、今回、議案第103号につきましては、議案にあります新旧対照表だけではわかりにくいので、いま説明いただいた参考資料を出していただいております。議案はあくまでもこちらの表のほうではありませんので、質疑は議案に対して行っていただきますようお願いいたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第103号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第129号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更」、「議案第130号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散」、及び「議案第131号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分」、以上3件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

はじめに、委員会進行で大変ご迷惑をかけました。ご配慮ありがとうございました。それでは議案第129号から第131号までの3件の議案につきましては、福岡県市町村災害共済基金組合を平成25年3月31日限りで解散することに伴い、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございします。

議案書の142ページをお願いいたします。議案第129号につきましては、同組合の解散に伴い、組合長が所属します福津市にその事務を承継するよう規約を改正しようとするものでございします。144ページの議案第130号につきましては、同組合を解散することについて議会の議決を求めるものでございします。145ページの議案第131号につきましては、同組合の解散に伴う財産の処分について定めるもので、協議書に記載のとおり普通納付金及び任意納付金については組合を構成する市町村に、福岡県公営競技収益金均てん化基金については福岡県自治振興組合に帰属させようとするものでございします。それぞれの処分見込額につきましては、146ページの財産目録に記載いたしております。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

まず129号のほうなんですけど、ちょっと簡単な部分なんですけど、21条の福津市が開催に伴う事務を承継するとなっていますけど、福津市が承継するのはどういった経緯からなんでしょうか。

財政課長

組合長を福津市長がされておりますので、その組合長が所属しております福津市にあとの解散の事務を承継しようとするのでしております。

永末委員

130号のほうをお聞きします。結局、この組合が解散する理由として、国の災害に対する財政支援措置が充実されたという部分が理由として上げられていると思うんですけども、もともとこの積み立てをすることによって、災害が起こったときのリスクに全体で備えようという趣旨であると思うんですけども、それを解散させても大丈夫なほどの国の財政支援が充実されているということで理解していいんでしょうか。

財政課長

そのようにご理解していただいてもよろしいかと思えます。他県におきましても同様の組合がありました。他県につきましてもほとんどは解散をされているというような状況でございます。

永末委員

簡単にで構わないので、その財政支援措置というのはどういった措置になるのか。

財政課長

納付金を積み立てておりまして、その積立金の何倍か、すみませんが、何倍かの分は取り崩して災害の資金に充てることができますし

委員長

充実されたほうを。

財政課長

申しわけありません。各施設ごと、農業施設とかの土木施設ごとに災害復旧に関する補助金がございます。その補助制度と残りの補助基本額内の財源分につきまして起債で地方債を借り入れることで財源措置、災害復旧関係の財源といたしております。

永末委員

起債して、その災害があった場合には起債して対応するということですか。

財政課長

国県の補助金と起債と両方併用して使います。起債につきましてもは償還する際にですね、交付税措置も受けられるようになる制度になっています。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第129号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第130号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第131号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。